## 報 告 書

2017年11月24日、前山外1名とECCメンバー(大泉、草場、杉浦、村田)の780万円損害賠償訴訟の控訴審が東京高等裁判所であり、後記のとおり解決しました。

これは2014年2月、4月、6月にECCのCATSHOWに前山外1名の出陳を拒否したことで両名から上記の損害が発生したので780万円を賠償するように求められた裁判です。

上記控訴審は、東京地方裁判所(一審)は、前山外1名の請求を棄却する判 決が出たことに対し、前山外1名が控訴したものです。

記

- 1 被控訴人ら(大泉、草場、杉浦、村田)は、控訴人らに対し、本件の出陳 拒否について深謝する。
- 2 被控訴人大泉本子及び同草場定は、控訴人らに対し、本件解決金として合計1万円(被控訴人大泉本子及び同草場定の控訴人前山厚樹に対する500 0円の連帯債務並びに被控訴人大泉本子及び同草場定の控訴人林勝美に対する5000円の連帯債務)の支払をする。
- 3 被控訴人大泉本子及び同草場定は、前項の金員を平成29年11月末日までに控訴人らの指定する●●銀行●●支店の前山厚樹(マエヤマアツキ)名義の普通預金口座(口座番号:●●●●●●)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被控訴人大泉本子及び同草場定の負担とする。
- 4 控訴人らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- 5 控訴人らと被控訴人らは、控訴人らと被控訴人らとの間に、本件に関し、 他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ、各自の負担とする。

以上の裁判官の提案に双方が合意しました。ECCとしては謝罪をするつもりはありませんでしたが、早く終わらせる事で気持ちが楽になると思い、合意したものです長い間ご心配をおかけしました。

以上、ご報告します。

ECC代表 大泉本子